

石川県農林水産部優良委託業務表彰要領

(総 則)

第1条 この要領は、農林水産部所管の施行する建設コンサルタント・測量・地質調査業務に関し、その技術力が優秀であり他の模範とするにふさわしい業務（以下「優良委託業務」という。）を選考し、その業務の受託者を顕彰することにより、管理技術者の技術力の向上と委託業務の質的向上を図るため必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 優良委託業務の表彰は、次のものとする。

- (1) 部長表彰

(選考部門)

第3条 優良委託業務の選考部門は、次の部門とする。

- (1) 建設コンサルタント業務
- (2) 測量業務
- (3) 地質調査業務

(推薦の方法)

第4条 優良委託業務の推薦は、次の事務所等（事務所及び課（室））が行うものとする。

- (1) 南加賀、石川、県央、中能登及び奥能登の5農林総合事務所
- (2) 大日川ダム管理事務所
- (3) 農業経営戦略課、里山振興室、生産振興課、ブランド戦略課、農業基盤課、畜産振興・防疫対策課、森林管理課及び水産課（漁港漁村整備室（漁港は除く））

2 事務所長は、農林水産部長（事務局長）へ主務課長経由で、事務所の優良委託業務を推薦するものとする。

(優良委託業務選考委員会の設置)

第5条 農林水産部長は、優良委託業務を選考するため、優良委託業務選考委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

(委員会の構成)

第6条 委員会の委員は、農林水産部長、参事（**農林担当**・農業土木）、農林水産部次長（事務・林業）、農業経営戦略課長、農業基盤課長、森林管理課長、**水産課長**、水産課漁港漁村整備室長及び農業経営戦略課技術管理室長とする。

2 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。委員長は、農林水産部長、副委員長は、参事（**農林担当**）をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員会は委員の半数以上の出席が無ければ開くことができない。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員会の事務局は、農業経営戦略課技術管理室に置き、事務局長は、農業経営戦略課技術管理室担当課長とする。

(選考対象業務)

第7条 部長表彰の選考対象業務は、農林水産部で施行する業務のうち、漁港に関する業務を除く次の各号に該当する建設コンサルタント・測量・地質調査業務とする。

- (1) 表彰日の属する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度に完了した業務
- (2) 業務委託料が500万円以上の業務
- (3) 業務成績評定点が80点以上の業務
- (4) 他の模範とするにふさわしい業務

なお、特段に優良な業務については、上記(1)から(4)の規定にかかわらず選考対象業務とすることができるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する委託業者が実施した業務は、選考から除外する。
 - (1) 本社が県外にある者（ただし、石川県との「災害時における応急調査業務に関する基本協定」に協力する者は除く。）
 - (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
 - (3) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
 - (4) 表彰年度の前年度表彰日の翌日から表彰日までにおいて、指名停止措置を受けた者
 - (5) その他表彰にふさわしくないと認められる者
- 3 前項第4号の該当要件は、一原因に対し一回のみの適用とする。（ただし、表彰日に指名停止を受けている者は除く。）

(委員会の開催、審議)

第8条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、優良委託業務(案)を審議し、優良委託業務部長表彰を選考するものとする。

(表彰の取消し)

第9条 部長表彰の表彰後に、当該表彰業務に関し次の各号のいずれかの事由が生じたときは、委員会にて審議のうえ、当該表彰業務に係る表彰を取消し、受賞者に表彰状の返還を求めることができるものとする。

- (1) 受賞者が瑕疵の修補請求を受けたとき
- (2) 損害賠償請求事由が発生したとき
- (3) 受賞者が法令違反等により処分を受けたとき
- (4) 表彰に相応しくない事由が発生したとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

平成29年4月1日制定

平成30年4月5日改正

平成31年4月1日改正

令和 2年4月1日改正

令和 3年4月1日改正

令和 5年4月1日改正

令和 6年4月1日改正

令和 7年4月1日改正

令和 8年4月8日改正